

○つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例

平成17年2月11日条例第53号

改正

平成17年3月31日条例第238号

平成19年9月19日条例第33号

平成21年3月31日条例第20号

平成23年3月31日条例第11号

平成25年3月30日条例第26号

平成27年3月31日条例第16号

平成27年12月18日条例第42号

平成29年3月31日条例第15号

平成31年3月29日条例第12号

令和3年3月31日条例第12号

つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、本市に係る半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号の第2欄又は第45条第2項の表の第2号の第2欄の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）及び情報サービス業等の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税を軽減することにより、本市の振興及び均衡ある発展に資することを目的とする。

(不均一課税)

第2条 認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から令和5年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産（前条に規定する事業の用に供するものに限る。）であって取得価額の合計額が500万円（製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場

合は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円）以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地（計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。

（不均一課税の期間及び税率）

第3条 前条の不均一課税の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度（当該固定資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度。以下「第1年度」という。）以降3箇年度とし、不均一課税の税率は、第1年度においては、100分の0.14、第2年度（第1年度の翌年度をいう。以下同じ。）においては100分の0.35、第3年度（第2年度の翌年度をいう。）においては100分の0.7とする。

（不均一課税の申請及び決定）

第4条 第2条の規定により固定資産税の不均一課税を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して不均一課税を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- （2）新設又は増設した設備及び取得した家屋又は土地の概要
- （3）その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請があつたときは、不均一課税の可否及びその額を決定して当該申請者に通知するものとする。

（不均一課税の取消し）

第5条 市長は、第2条の規定により不均一課税の適用を受けた者が次の各号のいずれか

に該当するときは、その適用を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の木造町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和61年木造町条例第9号）、森田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和62年森田村条例第7号）、柏村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和62年柏村条例第2号）、稲垣村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和62年稲垣村条例第2号）又は車力村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成3年車力村条例第10号）（以下「合併前の条例」という。）の規定により課税免除の申請をし、受理されたものについては、この条例第4条の規定によって行った申請とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、合併前の条例の規定による処分、手続その他の行為は、この条例によって行った処分とみなす。
- 4 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成17年3月31日条例第238号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後のつがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例第1条及び第2条の規定は、平成17年4月1日以降に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する固定資産税について適用し、同日前に製造業の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年 3 月31日 条例第20号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日 条例第11号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月30日 条例第26号）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例第 2 条の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税について適用し、同日前に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月31日 条例第16号）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例第 2 条の規定は、平成27年 4 月 1 日以後に租税特別措置法第12条第 3 項の表の第 1 号の第 2 欄又は第45条第 2 項の表の第 1 号の第 2 欄の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）及び情報サービス業等の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税について適用し、同日前に製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月18日 条例第42号）

- 1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、平成28年 1 月 1 日以降に提出する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前のつがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月31日 条例第15号抄）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日 条例第12号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第12号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。